

令和 5 年度ひょうご次世代産業 D X 導入・人材育成プロジェクト D X 人材育成支援事業（メニュー型） 受講申請要件

DX 人材育成研修の受講申請のためには、下記の 1)～5)の全ての条件を満たすことが必要です。なお、申請にあたり虚偽の申請を行った場合には、研修にかかる費用、及びその損害賠償に関わる費用を NIRO より受講申請者に請求し、御負担頂く場合があります。

1) 兵庫県下の企業であり、ひょうご次世代産業 D X 導入・人材育成プロジェクトに参加している。（支援申請時に参加登録することが可能です）

2) DX の取組みを実施または実施予定の対象事業者である。

（対象事業者の定義は表 1 を参照）

3) NIRO が実施する雇用状況の調査に協力する。

各研修は「兵庫県地域活性化雇用創造プロジェクト」の一環として行います。プロジェクトは事業を通して、正社員雇用の創出を図ることを目的としております。プロジェクトによる支援を受けた企業には、NIRO が実施する新規雇用にかかる調査※への協力をお願いしておりますので、ご理解願います。

※ 調査内容：兵庫県内の事業所における新規正規雇用者についての有無、入社時の年齢、職種、勤務地、生年月日、雇用条件（時間外労働時間が 20 時間を超えないか、月例所定内給与が 220,700 円を超えるか）等

4) 受講申請者が、申請する DX 人材育成研修の研修実施企業と、資本の繋がりの無いこと。

5) 兵庫県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 35 号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記の誓約を行うこと。

①条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は第 3 号に規定する暴力団員に該当しないこと

②兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年公安委員会規則第 2 号。）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと

③契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記①又は②に該当する者とその受託者とししないこと

④上記①、②及び③に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他（公財）新産業創造研究機構が行う一切の措置について異議を唱えないこと

表1「ひょうご次世代産業DX導入・人材育成プロジェクト」の対象分野・業種

対象事業者	対象業種に該当し、良質な雇用を創出するため対象分野において事業拡大を目指す兵庫県内の事業所
対象分野	次世代産業分野 AI・IoT、航空・宇宙、ロボット、環境・エネルギー、健康・医療
対象業種	家具・装備品製造業（13）、化学工業（16）、プラスチック製品製造業（18）、ゴム製品製造業（19）、窯業・土石製品製造業（21）、鉄鋼業（22）、非鉄金属製造業（23）、金属製品製造業（24）、はん用機械器具製造業（25）、生産用機械器具製造業（26）、業務用機械器具製造業（27）、電子部品・デバイス・電子回路製造業（28）、電気機械器具製造業（29）、情報通信機械器具製造業（30）、輸送用機械器具製造業（31）、情報サービス業(39)、インターネット付随サービス業（40）、技術サービス業（74）

※対象業種に該当するかわからない場合は、事前に事務局にお問い合わせください。

以上